

4. 後期高齢者医療制度の電算処理 システムの改修等について

後期高齢者医療制度の電算処理システムの改修等について

I 広域連合電算処理システムの機器更改について

1 機器更改の理由

各広域連合で現在運用されている広域連合電算処理システムの機器(ハードウェア)は、平成19年度に調達を行ったことから、平成24年度中に法定耐用年数の5年が経過するため、平成24年度中に更改する必要がある。

2 機器更改の手順及びスケジュール

機器更改に伴い、標準システムの改修が必要となるため、国、広域連合及び国民健康保険中央会を構成員とした、「広域連合電算処理システム研究会」において、改修方法や開発時期についての検討を行ってきたところである。

その検討結果を踏まえて、国民健康保険中央会は、平成23年度中に新機器に対応するシステムの仕様を作成し、広域連合は、その仕様に沿った機器等の調達準備(機器の導入計画、カスタマイズ内容の検討、予算措置等)を行う。

平成24年度においては、広域連合にて機器調達を行い、環境設定や運用テストを実施し、平成25年度当初には新機器にて業務を実施する(別添スケジュール参照。)

3 機器更改に要する経費について

広域連合電算処理システムの機器調達に要する経費については、平成20年度より地方財政措置をしているところであり、平成24年度においては、機器更改作業期間における新旧機器の同時設置に係る分を追加して措置する予定である。

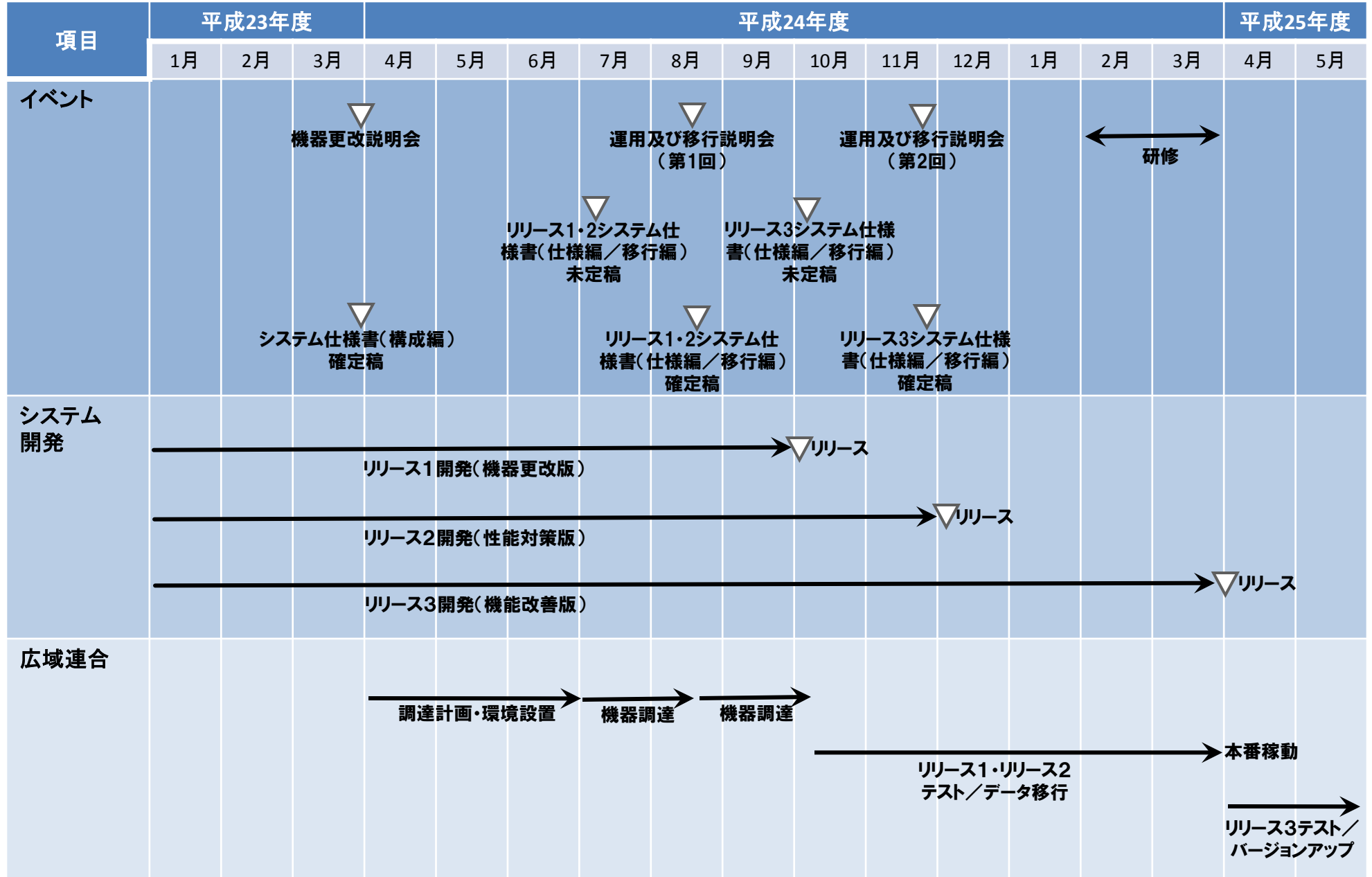
標準システムの改修については、現行システムと同様に、全国共通部分について、統一的に開発を実施するため、国民健康保険中央会向けに補助を実施する。

また、広域連合における独自カスタマイズが必要な場合については、その経費について補助を実施する(補助率1/2)。これら補助については、平成23年度第4次補正予算にて措置することとしている。

4 説明会の実施について

広域連合電算処理システムの機器更改に係る説明会を、国民健康保険中央会にて平成24年3月21日(水)に開催予定。説明会の内容は、「機器調達に係るシステム仕様書(構成編)」、「住民基本台帳法改正対応」等について予定している。

機器更改に係る開発・導入スケジュール(案)



Ⅱ 住民基本台帳法の改正に伴う標準システムにおける対応について

1 概要

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成21年7月15日に公布され、外国人住民についても住民基本台帳で管理することになったことに伴い、市区町村においては事前に外国人住民の仮住民票を作成し、その後平成24年7月9日から運用を開始することとなっている。

そこで、広域連合電算処理システムにおいても仮住民票作成後の外国人住民候補者情報を正しく取り込めるようにするとともに、運用開始後においても外国人住民情報を住民基本台帳情報の一部として取り込むことができるようシステムを改修し、広域連合に提供することとしている。

2 標準システムの提供内容

(1) 仮住民票作成時(本番開始前)

① オンライン処理機能

- 制度施行日以降に住民基本台帳で管理対象となる外国人住民候補者を登録するためのオンライン処理機能

② バッチ処理機能

- 制度施行日以降に住民基本台帳で管理対象となる外国人住民候補者を登録するためのバッチ処理機能
- 標準システムで管理している既存外国人(外国人住民候補者)に係る帳票出力機能
- 登録された外国人住民候補者を既存データベースへ反映させるための移行用データの作成機能
- 本番開始前に移行用データを既存データベースへ反映させるためのバッチ処理機能

(2) 施行日以降(本番開始後)

- 住民基本台帳で管理対象となる外国人住民についても、既存の住民基本台帳情報(日本人住民)と同様に、オンライン処理機能およびバッチ処理機能により管理する。
- 外国人の被保険者資格取得要件の見直しに関する対応

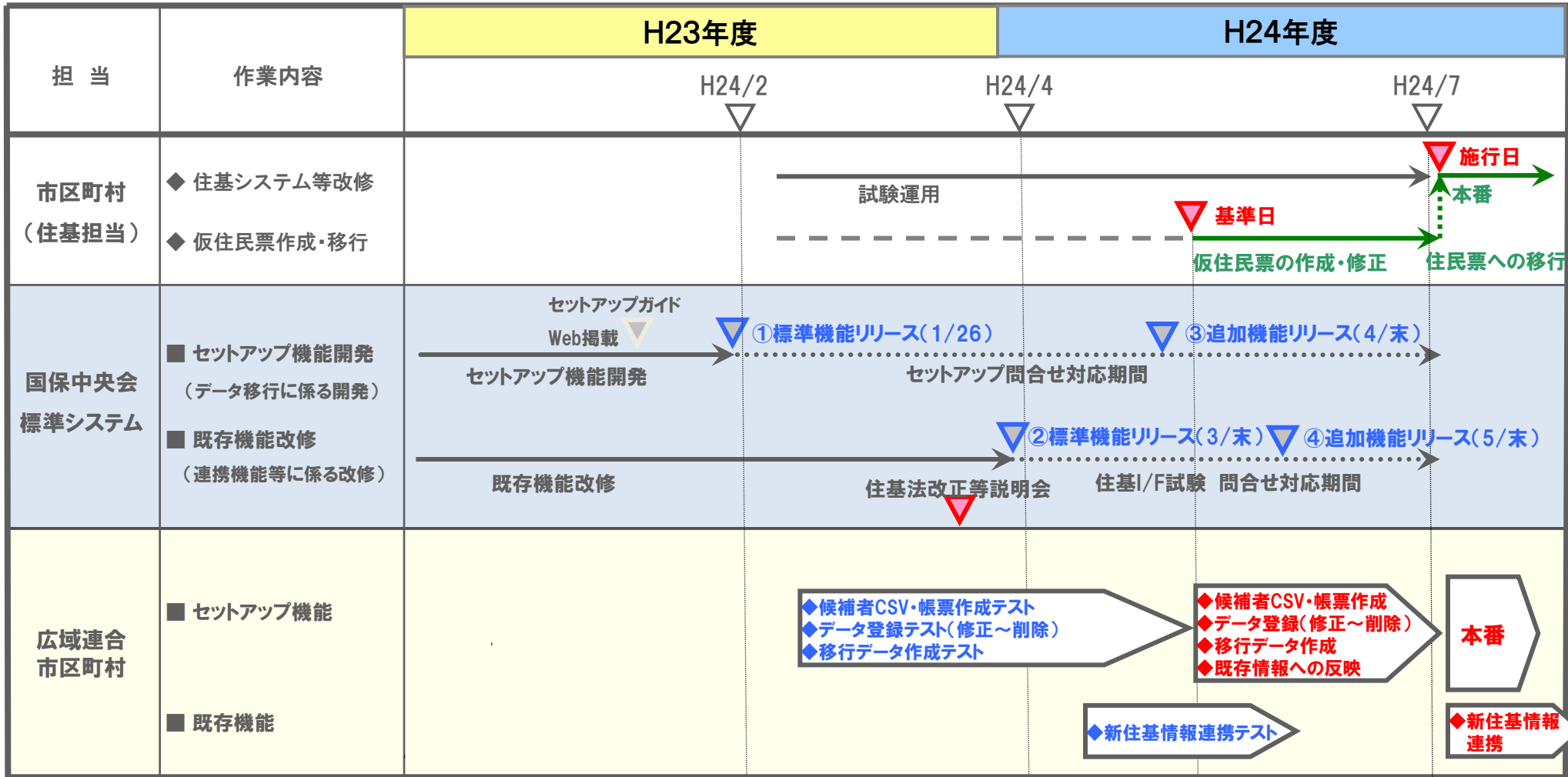
3 標準システムの提供時期

平成24年1月26日にセットアップ(本番開始前)に係る機能を国保中央会ヘルプデスクセルフサポートサイトより提供済(4月に市町村別処理機能の追加提供を予定)。その後、3月に、制度施行日以降(本番開始後)に係る機能の提供を予定(5月に外国人資格取得要件見直しに関する機能の追加提供を予定)。

4 その他

- (1) 標準システムにおける対応に伴う機器調達
現在の標準システムにおける構成機器で対応可能であるため、新たな調達は不要。
 - (2) 詳細仕様
国保中央会ヘルプデスクセルフサポートサイトに掲載。
(掲載予定資料:追加提供予定機能の案内等)
※ 既存帳票については、レイアウト変更の予定無し。
※平成24年3月21日(水)に説明会を開催予定。
 - (3) 広域連合と市区町村における調整事項
外国人住民情報のデータ移行計画の策定
広域連合においては、広域連合・市区町村間におけるセットアップから本番稼働までの全体計画および本番直前のデータ移行等に関する個別計画(本番環境へのデータ更新時における通常業務とデータ更新作業等の計画)の策定を行っていただきたい。
- ※ 都道府県にあっては、広域連合が実施するデータ移行等が円滑に行われるよう、広域連合・市町村間のスケジュール調整等、積極的な支援をお願いする。

住基法改正に関する標準システム提供スケジュール



■セットアップ機能リリース概要

①標準機能リリース(1/26)

- ・外国人登録情報の住基外国人住民への移行
 - 候補者CSV・帳票作成機能
 - 0/L、バッチによるデータ登録機能(修正～削除)
 - 移行データ作成機能
 - 既存情報への反映機能、等

③追加機能リリース(4/末)

- ・市区町村別セットアップ機能
 - 市区町村単位での住基外国人住民への移行

■既存機能リリース概要

②標準機能リリース(3/末)

- ・外国人住民の住基対応
 - 外国人住民の異動対応(住基連動)
- ・法施行日以前の遡及異動対応
 - 所得情報取込、遡及異動の0/L登録対応等

④追加機能リリース(5/末)

- ・外国人の後期高齢医療制度の適用省令改正対応
 - 3ヶ月超の在留期間にて制度適用(住基台帳と連動)
- ・異動情報取込機能修正(帰化、国籍取得、国籍喪失)
 - 市町村からのI/Fデータの取込対応